

令和8年度 荅北町における障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針等に関する法律」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 基本的な考え方

本町における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

- (1) 全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、分野を限定することなく調達を推進するものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、町内の障がい者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとする。

3 調達の方法

各課等が調達を円滑に進めることができるように、福祉保健課は障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課に提供する。

各課等は、その情報に基づいて障がい者就労施設等から直接調達する。

4 調達の目標

令和8年度においては、前年度調達実績額（※1）を上回るよう努める。

（※1）令和7年度調達実績額 5,530千円

5 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

本調達推進方針に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の概要については、毎年度取りまとめ町ホームページ等により公表する。

6 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

この方針の適用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。